

松江市開発行為等の許可の基準に関する条例・新旧対照表

改正後	改正前
<p>(法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第 3 条 法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域<u>(原則として、政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域を除く。)</u>のうち、規則で指定する土地の区域(以下「隣接、近接区域」という。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為)</p> <p>第 6 条 法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為は、次に掲げるものとする。<u>ただし、第 1 号から第 4 号までに掲げるものにあつては、原則として、政令第 29 条の 9 各号に掲げる区域を含まない区域において、第 5 号から第 9 号までに掲げるものにあつては、原則として、政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない区域において行うものに限る。</u></p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(政令第 36 条第 1 項第 3 号ハの条例で定める建築物)</p> <p>第 7 条 政令第 36 条第 1 項第 3 号ハの条例</p>	<p>(法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第 3 条 法第 34 条第 11 号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域_____のうち、規則で指定する土地の区域(以下「隣接、近接区域」という。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 <u>前項で指定する隣接、近接区域は、政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない区域とする。</u></p> <p>(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為)</p> <p>第 6 条 法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 <u>前項の規定により開発する区域は、政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない区域とする。</u></p> <p>(政令第 36 条第 1 項第 3 号ハの条例で定める建築物)</p> <p>第 7 条 政令第 36 条第 1 項第 3 号ハの条例</p>

で定める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、第1号(前条第1号から第4号までに掲げる開発行為に係るものに限る。)にあつては、原則として、その敷地を政令第29条の9各号に掲げる区域を含まないものに、第1号(前条第5号から第9号までに掲げる開発行為に係るものに限る。)、第2号及び第3号に掲げるものにあつては、原則として、その敷地を政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものに限る。

(1) 前条各号に掲げる 開発行為に係る予定建築物の要件に該当するもの

(2)・(3) 略

で定める建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 第6条第1項各号に規定する 開発行為に係る予定建築物の要件に該当するもの

(2)・(3) 略

2 前項に規定する建築物の敷地は、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない区域とする。

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に法第29条、第35条の2、第42条又は第43条の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の松江市開発行為等の許可の基準に関する条例第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、令和4年6月30日までの間は、なお従前の例による。